

令和5年度 事業計画書

1. 基本方針

令和2年2月から流行し、長期にわたり感染者を出している新型コロナウイルス感染症は、あらゆる社会経済活動に大きな影響を及ぼしたところであり、最近になって感染者数減少の傾向がみられるものの新型コロナウイルス感染症の収束は見えない状況が続いています。幸いにも当センターの事業運営は大きな影響を受けることはありませんでしたが、感染症への対策方針は日々更新されており、今後も対応していく必要があります。

超少子高齢化と人口減少が進展している現在、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献するシルバー人材センターに対する期待はますます大きくなっていくものと思われます。こうした期待に応えていくためには、まず会員数の拡大が必要です。

民間企業では65歳までの雇用延長と希望すれば70歳まで働き続けることが可能となったことに伴い、入会者の年齢が上がっており、当センターの状況も変化してきています。仕事内容によっては発注者からの依頼に必ずしも応えられない状況も見られるようになっていきます。

そのためには広報宣伝に努めるとともに、会員による勧誘、口コミも重要であり、シルバー人材センターのイメージアップ、働きやすい環境づくり等に取り組んでいく必要があります。

さて当センターの運営状況ですが、現在のところ一定の水準を保っています。今後大幅な受注増は厳しいものがありますが、国においては、デジタル技術を活用した就業機会の確保、業務の効率化やSDGsへの取り組みといった新しい時代に向けた取り組みを推進しており、対応を求められています。また、本年10月から始まるインボイス制度もどのような影響をもたらすかわかりませんので、適切な対応が求められます。

今後とも「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを遵守しつつ、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいります。

2. 主要施策の実施計画

1 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

社会参加の意欲のある高齢者のために地域に密着しながら、それぞれの知識・経験に応じた就業等の活動の機会を家庭、企業、地方公共団体から確保し提供します。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る求人を受付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に職業を紹介します。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内で、あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき就業を提供します。

3 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

地域の高齢者にふさわしい仕事(臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務)の機会が存在しても、それを行うために必要な経験や能力が不足している場合には、実際の就業には結びつきません。このため、就業意欲のある高齢者を対象とした講習会を開催し、就業に必要な技能や知識を付与することにより、広い分野での就業の機会の確保・提供に結び付け高齢者の生きがいの充実と福祉の向上ひいては、活力のある地域社会づくりを目指します。

・ 剪定講習会・ガーデニング講習会の実施。

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

ボランティアを希望する高齢者を対象に、社会参加活動の一環として、10月の普及啓発促進月間に公共施設の清掃、除草、剪定作業を実施します。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動に係る相談、情報提供に努めます。

5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

地域の家庭、事業所及び地方公共団体等を訪問し、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を生かせる就業の開拓を行います。

(2) 調査研究事業

シルバー人材センターの活動実績を集計、分析し就業機会の拡充等に関する課題の抽出や対応策の検討を行い、地域社会のニーズにマッチした事業展開を図るために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査や会員の健康づくりの推進に関する調査を行います。

(3) 安全適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、次により安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を行います。

- ① 安全適正就業委員会を定期的を開催し、安全意識の高揚を図り、就業中の事故を未然に防止します。
 - ② 事業所と連携し、就業の適正化に努めます。
 - ③ 7月の安全・適正強化月間をはじめ、安全就業パトロールを定期的を実施し、会員の安全に関する意識の高揚を図ります。
 - ④ 安全講習会を開催し、自己管理を徹底して、事故防止に努めるよう指導します。
- (4) 普及啓発事業
- シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、発注者、一般市民及び事業所等更には、会員となりうる高齢者に対し基本理念や事業の仕組みを次により周知します
- ① センターの理念が地域社会に正しく理解され、協力が得られるようホームページや市の広報紙等で事業内容をPRします。
 - ② センター機関紙（シルバーごしき）やパンフレットを、市内の企業及び各家庭に配布し、会員の募集・事業への理解を求めて行きます。
- (5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業
- シルバー人材センターがサービス業等の人手不足や介護、育児等の現役世代を支える分野で高齢者に就業の機会を提供する事業の実施を目指します。
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業
- 伊予市が主体となって、地域支援事業として介護予防、日常生活支援等を行なう事業であり今後、市と連携を図り事業の実施を目指します。